

● 7月1～2日に他会派議員の行った代表質問と答弁の概要を紹介します。

西田 昌司（自民党・京都市南区） 2003年7月1日

1) 重症急性呼吸器症候群(SARS)について

【西田】SARSに感染した台湾人医師の府内への立ち寄り事案の発生時には、的確で迅速かつ誠実な取組みがなされた点を高く評価する。一方、SARSの被害を最小限に抑えるため、自ら名乗り出るといふ勇氣ある行動をされた事業者の方々が、結果的に一番の被害を受けておられることにやり切れないものを感じる。

(1) 今回の教訓を踏まえ、医療体制のあり方や風評被害を含め経済的損失に対する対策のあり方については、府民の安心安全を守る上からも、今後、大いに検討する必要がある。

【知事】府はただちに対策本部を設置し、24時間相談の実施、関係者の健康状況調査、施設の消毒などに全力をあげてきた。幸いにも新たな感染者が発生することもなく、5月21日に事実上の「安全宣言」を行った。名前を公開させてもらった関係事業者をはじめ、多くの府民、亀岡市・宮津市などの関係者にお礼を申し上げたい。国に緊急アピールを行った府議会にお礼を申し上げる。

SARSの医療体制については、関係機関・医療機関が連携し、それぞれの役割をはたしながら、安心して医療を受けられ、従事できる環境を整備することが重要。今回の事案や海外の事例も参考にし、国とも連携して、いっそうの強化をはかっていく必要がある。SARSの疑いのある方にたいする初期診療機関を新たに指定するとともに、第2種感染指定医療機関、これと連携して、SARSの疑いのある方の入院・治療を行う府立医科大学付属病院について、院内感染の防止等、必要な整備を行うため予算をお願いしている。

【西田】(2) 保険や共済制度も含め、風評被害に対する補償等の新たな制度を設けるべき。

【知事】風評被害や自主休業等の被害を被った事業者に対する救済措置について、数多くの要望をうけた。直接的な補償等については、現在、制度はなく、なんとかならないのかというやりきれない思いだ。広域にわたる被害が生じていること、国内外をつうじ、これからのいかなる状況が生まれるか十分注意しなければならない状況であること、風評被害の内容をどう確定するのか、このような社会的リスクについていかなる負担を考えるべきなのかなど、一都道府県では対応が難しく、国全体のレベルで様々な角度から検討する必要があり、大阪府・兵庫県とともに緊急提案を行い、京都府の政府要望などあらゆる機会をとらえ、国に対し強く提案している。

府としては、緊急融資を実施するとともに、国民生活金融公庫の生活衛生激変対策特別貸付制度について、対象業種の拡大等、より使いやすい制度となるよう国に要望してきた。今後とも、早期に効果的な対策が講じられるよう、ひきつづき、国に強く求めていきたい。

【西田】(3) 風評被害を最小限にとどめるため、府や市が率先してキャンペーンの実施や施

設の利用を行う必要がある。とりわけ、府職員が率先して、こうした地域の施設を利用することは、大きな効果が期待できると考えるがどうか。

【知事】夏休みに向けた緊急キャンペーンを東京・名古屋で実施し、大手旅行者にたいし積極的な誘客をお願いしてきた。補正予算に計上した観光キャンペーン特別対策費を活用し、府としても、秋・冬の旅行シーズンにむけ、首都圏等において関係機関とも連携し、効果的なキャンペーンを展開していく。また、府職員等が率先して当該地域の施設を利用するとりくみが重要。例年、京都市内で開催する府観光連盟のセミナーも宮津で開催する。今後とも、被害をうけた地域をはじめとする府内の観光振興に積極的にとりくんでいく。

2) 有事法制等について

【西田】有事関連三法案の成立は、国民の生命や財産、名誉を守るという、戦後政治のタブーを打ち破るものと一定評価する。有事法制を考える上で一番重要なことは、日本国憲法には、有事やテロ戦争といった非常事態についての規定が全く示されていないという、根本的な欠陥から国民をどう守るのかという点にある。今回、こうした根本問題についての議論が進められなかったことは残念であるものの、憲法改正が、困難な現状を考えたとき、次善の策として今回の法整備はやむを得ないと考える。

(1) 今回の法律で、地方公共団体は「当該地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、国などと相互に協力し、必要な措置を実施する責務を有する」と規定されたが、今回の有事法制の制定により、知事としてどのように対応するのか。基本姿勢はどうか。

(2) 今後、国民保護法制についての議論が進められるが、その際には、非常事態の規定がないという日本国憲法の根本的な欠陥を認識した上で、非常事態の際にどのようにして国民、府民を守るのかという視点が、是非とも必要と考えるがどうか。

【知事】自衛隊が設立されながら、万が一の事態が生じた場合には超法規的な措置をとらざるをえない状態が続いたことは、法治国家として看過できないことであり、(有事法制を)一定、評価する。しかし、最も先に国民の保護を考えるべきであり、そのために、国や地方公共団体は何をしなければならないのかということではないか。ところが、現在は、必要な措置を行えるという責務だけ規定して、中身はすべて先送りになっており、国民保護法制の早期整備を求めてきた。

知事の立場としては、いかなる事態においても全力をもって府民の安心・安全を守っていくことが基本であり、最大の責務。基本的な法制が不十分な中でも力がつくせるよう、今後、市町村はもとより、自衛隊、警察、消防などと武力攻撃事態やそれに伴う災害事態における連携、役割分担のあり方などについて検討を深め、また、地方の意見が今後の法制整備に反映できるよう、様々な機会に国に求めていく。

【西田】(3) 万景峰号の新潟来航中止等に端を発し、北朝鮮船による貿易等が大きな関心事となっている。舞鶴港からもかなりの貨物が北朝鮮に輸出されており、輸出された物資が日本を標的にした核ミサイルの製作に利用されていたとすれば重大な事態である。

①舞鶴港での北朝鮮との交易の実態はどうか。また、府民を守る責務を有する知事として、こうした交易について、どのように感じているのか。

②人道支援という言葉に惑わされて、拉致事件や核ミサイル配備に手を貸す結果となって

きたことを考えると、舞鶴港での交易は取りやめるべきであり、少なくとも貨物や人間の交流については、徹底的にチェックすべきと多くの府民が考えている。外国船の入国管理等は国の権限であり、府の対応は困難な面があるが、富山県が港湾条例に基づき入港拒否を行う中、本府としても富山県と同様の解釈を行い、入港を拒否すべきと考えるがどうか。府民を守る立場から、あらゆる法律・条例を駆使し入港を拒否すべきと考えるがどうか。

【知事】平成14年の北朝鮮との貿易状況は、入港船舶が334隻、輸出額は約33億円で全体の13%。輸入額も約46億円で、同じく13%をしめており、環日本海時代を迎え、舞鶴港が北東アジア交易を戦略的に進める中で、北朝鮮もその一貫をしめてきた。国は、嚴重な取り締まりにつとめ、違法行為に厳正に対処していくとし、舞鶴港でも、舞鶴海上保安部、大阪税関、大阪入国管理局による立ち入り調査や国土交通省近畿運輸局による船舶調査など国の関係機関により嚴重な調査が実施されている。富山県の例は、港湾管理者という立場から関係するため生じた問題。港湾の入港については、国際法上、すべての船舶が無害通航権を有し、港湾法でも、不平等な取り扱いをしてはならないとされている。適法な入港や施設利用を拒むことはできない。このような中で、富山県では、安全上、不備がある北朝鮮船舶にたいし、長期間の岸壁占有等により港湾機能に支障をきたすことが確実視されたことから、条例にもとづき対応されたものと聞いている。府としても、法の趣旨にもとづき、条例を適切に運用し、港湾管理者として厳正に対処していきたい。北朝鮮をめぐる諸問題が平和的に解決し、環日本海における舞鶴港貿易が発展することを望んでいるが、国や警察など関係機関との連携を密にし、府民の安心・安全を守る立場をつらぬいていく。

【西田】③警察本部として、北朝鮮船舶の舞鶴港入港や物資が供給されている実態に対し、どのような対応をしているのか。また、拉致事件について、京都関係者に関する事実関係及び対応状況はどうか。

【警察本部長】北朝鮮船舶が舞鶴港に入港する際には、公共の安全と秩序の維持という警察責任にもとづいて、各種動向の把握につとめ、必要な警戒を実施している。入港に伴う内外の情勢や右翼団体等の反対勢力の動向の把握につとめ、警戒警備につとめるとともに、海上保安庁、税関、入管など関係機関と連携して、北朝鮮船舶を利用した不正な物資の出入りや出入国等があれば厳正に対処する。拉致事案は、全国で10件・15名で、京都府は含まれていないが、これ以外に拉致事件がなかったとはいえない。府警でも、昨年9月の日朝首脳会談以後、「北朝鮮に拉致されたのでは」という相談を10数件うけている。

【西田】(4)本府は、事実上原子力発電所の立地県と同様の環境にあるが、事故の発生だけでなくテロ攻撃を受けたときの被害の大きさを考えたとき、これに対する備えが重要と考えるが、原子力発電所へのテロ攻撃事態に対する備えはどのようなになっているのか。また、現在の国の体制で、テロから府民を守ることができると考えているのか。

【知事】武力攻撃事態対処法では、情報の集約等のための体制の充実、対処方針の策定準備や関係機関の連携強化等の措置をすみやかに講じると示されているだけ。テロなどは、国家の平和と独立に対する攻撃であり、国民全体の安全に重大な影響を及ぼす。原発立地地域である福井県からの発議もあり、6月7日の近畿ブロック知事会において、国にたいし、原子力施設にたいする大規模テロ等について、現行法制の範囲内で対処するだけでは不十分であり、緊急事態への対策についてすみやかに検討・実施されるよう、また、原子力施設等における緊急事態の具体的想定や対処措置についての十分な議論を行うよう「緊

急提言」をとりまとめ、提案した。高浜原発では同時多発テロ以来、海上保安庁により24時間体制で、関西電力でも陸上・海上両面からの警備・警戒態勢の強化がはかられている。

府としても、原発にかかわる防災について、関電、舞鶴市、綾部市、福井県など関係機関との緊密な情報連絡体制をはかるなど、地域防災計画にもとづいた体制を整備し、住民参加の防災訓練もいち早く実施するなどにつとめてきた。

3) 地方行財政改革について

【西田】昨今の地方分権論議は、行政の簡素・効率化を眼目に進められてきたが、問題の本質は、今日の財政難の根本原因がデフレ不況にあり、このデフレ不況から脱却し、税収増により財政を立て直す以外に根本的な解決は得られないという点にある。にもかかわらず、国債発行抑制策が最優先されたため、地方切り捨ての分権論が主張されるとともに、デフレ不況がますます進行し、税収減が続いたのである。こうした点を踏まえれば、税源移譲よりも、デフレ対策を優先する必要があると考える。

(1) 今回の三位一体の改革論争について、どのように考えるのか。また、真の地方分権を論じるためにも、今日までの国の地方分権論議のあり方を総括する必要があると考えるがどうか。知事が総理なら、今回の小泉総理の裁定に対し、どのような代案を出されるのか。

【知事】これまでの中央集権型行政システムは、時代の諸課題に対応する能力を喪失しており、新たな国と地方のあり方をめざして抜本的改革を行うというのが「骨太」の方針。この方針は今に始まったことではなく、地方分権がすすむ中、肝心の財源問題が積み残されたことが事のはじまりだ。本来、権限の委譲と同時に、事務事業を行うための財源が移譲されなければ、地方が責任をもった行財政運営を行うことができないのは当然。長引く不況のもとで、国・地方とも財政の深刻さの度合いを深め、国の財政再建の観点からの議論が強く主張されたことに、私も強硬に反論をのべてきた。先に閣議決定された「骨太方針・第3弾」では、地方分権の推進と国の財政健全化という双方に顔をたてた「玉虫色」の結論となっている。私も、デフレ対策が重要と考えているが、「補助金の削減」「8割以上」という方針がデフレ対策に有効とは思えない。地方分権が必要なのは、国の活性化のためには、地域の実情に応じ、力を生かすような対策を講じることが必要だから。デフレ対策についても、国の役人が地域の実情もふまえず、公共投資の配分を行うのではなく、地域の実情・特性に応じたきめ細かなメリハリある対策ができるように、財源の移譲をすべき。今日の決定が問題の解決につながるのか疑問に思う。年末の補助金削減の内容を十分に見すえる必要があるが、地域が自立をはかり、国、他の地方公共団体と共生をはかりながら、完全な三位一体をすすめるべきだというのが私の信念だ。

【西田】(2) 先般、「新たな行財政改革に向けた提言」が出されたが、どのように評価されているのか。提言には、今後、京都府として取り組む必要のある課題も多く盛り込まれていると思うが、財政難等、京都が直面している課題が、この提言によって解決されるとは思えない。それは、京都だけでなく日本が直面する課題に真正面から取り組むという姿勢が見えないからだと考えるがどうか。

【知事】分権型社会をすすめるためには、地方公共団体も、その受け皿としてしっかりとした体制を自らつくっていくことが必要。地域の実情に対応し、敏速・果敢に行動する府庁づくりのため、「新しい行政推進懇話会」にお願いし、「新たな行財政改革にむけた提

言」をいただいた。国のあり方を考え、それに対応できる府庁づくり、そして、府民のあり方を考えずして、直面している課題を解決できないのは、指摘のとおり。府庁づくりについて、「提言」を具体化すべく、「京都府行財政改革推進指針」（骨子）をとりまとめた。意識改革、組織改革、事業改革の3つの改革にむけて10のプログラムを掲げた。今後、早期に指針の策定を行うとともに、プログラムや取組み項目の具体化をはかっていく

4) 教育問題について

【西田】教育基本法から日本の伝統を尊重するとの一文が削除されたことは、広く知られているが、戦後教育が、伝統尊重の精神も国民教育の理念もないままに行われてきたことに大きな問題がある。こうした中、中央教育審議会答申で「日本の伝統・文化の尊重や郷土や国を愛する心」の涵養、教員に対する評価の実施等が盛り込まれたことは意義深い。(1)戦後教育を、どのように評価するのか。私は、伝統否定の構造が戦後教育の根本的な問題と考えるがどうか。また、教員の評価を行うためには、伝統に根ざした教育についての規範を示すことが何よりも重要と考えるがどうか。

(2)教育改革を論じる上で、最も重要なことは、「教育とは何か」という理念であり、究極すれば親が子どもに託すものは何かを論じることである。教育は、伝統を否定しては成り立つはずがなく、こうした根本問題を議論しなければ、専門的な問題ばかりに終始し、木を見て森を見ない議論となる。知事が自分の教育哲学を語り、その理念を理解する人を教育委員に任命することが重要と考えるが、教育についての基本的な理念はどうか。

【知事】社会を構成する主体ができる限り自立をめざし、他者との連携の中で共に生きることを大切にしたい。戦後の教育は、国民の高い教育水準を保ち、社会経済の発展を支えてきたが、国をあげての「追いつけ、追い越せ」政策のもとで、物の豊かさを求めることが第一となり、親子の絆や公共心が薄れ、人として自立し、社会の中で生きていくことの意味づけが、子どもたちにおいて急速に衰えている気がする。いくつかの調査結果にも見られるように、自立をめざそうとしない子どもたちが増えている気がする。子どもの自立とは、自分が尊い命を授かったことを自覚し、成長過程にあつて、親・家族をはじめ、多くの人々に支えられてきたことを理解し、社会の存在としての自分を確立していくこと。そういう自立の確立により、お互いの個性を尊重し、違いを理解し、他人に敬意を払いながら、お互いに支えあい、協力できる関係を築ける人間ができる。先人のことを思い、自分の育てた文化・伝統を十分理解することが、地域を愛し、自国を愛し、文化の違いをもつ他国に敬意を払うことにつながる。

とくに、「日本のふるさと」といえる京都は、恵まれた自然・資源を子どもたちの教育にも最大限に生かすことが大切。昨年度、京の伝統工芸品教育活用推進事業を創設し、京の職人さんに直接、学校に出向いてもらい、子どもたちに伝統工芸品の製作を見てもらい、伝統文化の良さをじかに体験してもらうことを第1歩としてはじめた。今年度も、この事業や地域ふれあい体験活動推進事業を実施するとともに、京野菜等の地産地消のとりくみの一貫として、学校給食への活用などを検討していく。子どもたちが感謝の気持ちを自然に身につけ、農家をはじめ多くの人々の手で育てられたものを食べることにより、自分たちが生活している社会を分かち合えるような教育の一助になればと思ったから。教育における地方分権は進んでいないが、中教審も、地域の良さ、家庭の絆、伝統の良さ、日本の

良さを見直そうとの態度を明らかにしたところ。伝統文化をはじめ、京都の良さを生かした教育が推進できるようつとめていく。

【西田】(3)知事の考えをふまえ、府教育委員会は戦後教育の問題点をどう認識しているのか。また、教育改革にどう取り組むのか。本府において、今年度、検討が進められる教員の評価制度に関し、評価を行うには、具体的な教員像はもちろんのこと、教育の具体的な理念を示す必要があると考えるが、教員評価制度について、その規範を何に求めるのか。

【教育委員長】戦後教育は、「民主的」の名のもとに、責任や義務より個人の自由や権利が過度に強調され、古くから培われてきた伝統を軽視する風潮が生まれた。教育でも、個人の権利を尊重する余り、子どもたちの指導が十分行われず、社会性や自立性、規範意識にかける子どもたちが育ってきた。今後の教育改革では、社会の一員として自立するための規範意識を実につけさせ、他人を思いやる心、美しいものに感動する心、豊かな心を育成することが重要。国際社会の中で主体的に活躍できるよう、日本の伝統・文化を十分に理解し尊重するとともに、他国の伝統や文化も尊ぶ態度を見につけさせることが大切。

府教育委員会では、「京のこども・夢みらいプラン21」を策定し、しつかりした学力とともに、豊かな人間性を育む心の教育の充実をめざし、学校における道徳教育や地域ふれあい体験活動推進事業などをつうじて、高齢者や地域社会から先人の知恵や心を学ぶ教育もすすめている。学校・家庭・地域社会が緊密な連携をはかり、未来をにう子どもたちや夢・希望、目標をもって努力し達成感を味わえる教育をすすめていく。

教員については、家庭からはじまり地域社会におよぶ社会や国の土台づくりとしての教育、人づくりの担い手であるという使命感をもち、21世紀の社会をにう有為な人材を育成することに情熱を傾けてもらいたい。新たな教員の評価制度について検討を深めていく。

5) 信用保証協会の保証のあり方について

【西田】中小企業の資金繰りが苦しくなる中、府制度融資の果たす役割には大きなものがあるが、利用にあたっては、保証協会の保証が必要とされ、通常、物的担保と連帯保証人が条件となっている。近年、連帯保証人に代位弁済が要求される事態も数多く見られ、その債務の重みに耐えかねて命を絶つ人も後をたたない状況となっている。また、大企業の場合は役員が個人保証することはなく、倒産等の事態になっても、個人の資産が没収されることにならないが、中小企業の場合は、社長や家族の財産まで没収されることに不合理なものを感じる。信用保証協会の保証のあり方に関し、知事の所見を伺いたい。

(1)大企業と中小企業では融資の仕組みに大きな差があり、特に安易な保証人制度が保証人の命を奪うことになっているのではないかと。また、保証協会の保証付き融資は、金融機関にとってはノーリスクである一方、借り手側は、事実上の無限責任を要求される不利な制度ではないか。銀行のプロパー融資では、弁済金額について交渉の余地があるが、信用保証制度ではこうした取扱いは認められていない。公金を元本とした制度であるため厳格な運用が必要なことは理解するが、実情を無視した運用では人の命を奪ったり、貸し手責任とのバランスを欠くのではないかと。

(2)デフレが克服され、不動産価格の下落に歯止めがかかれば、こうした課題は一定解消されると考えるが、現状をふまえ、例えば、保証料を引き上げてでも保証人を廃止することや、長期の借換え制度の創設等、経営に失敗した場合に、命をもって償わなければならない

いという現行制度は、早急に見直すべきと考えるがどうか。

【知事】中小企業信用保証制度は、担保力が弱く、金融機関からの直接融資が受けにくい中小企業への円滑な資金供給に大きな役割をはたしている。府としても、国に強く要請する中で、国の保険制度において、無担保無保証人の限度額が1250万円に引き上げられ、第三者保証人も、5000万円までは必要としない運用が認められるなど、中小企業の負担を軽減できるよう改善がすすめられている。府では、数々の独自の融資制度を創設してきた。本年1月、全国で初めて「中小企業あんしん借換融資」を創設したが、5ヵ月間で、約6600件、1300億円をこえる利用をさせていただいている。平成13年度の制度融資貸付額は、京都府・京都市あわせて613億円で、デフレ時代に中小企業の経営を守るため、借換制度が大きな役割を果たすことを実感している。このような実績をうけ、6月末までとしていた実施期間を年末まで延長した。

中小企業が過重な人的保証をはじめ、過度な負担を強いられることなく、安心して経営できる状況づくりが重要。保証制度は、国の金融制度や保険制度にもとづいて行われるため、国にたいし、中小企業の実情をふまえた提案を行うよう努力していきたい。

(西田議員の再質問)

【西田】①富山県のような解釈をして、「入港拒否」もありうるということなのかどうか。
②今の日本は、すべてが「戦後」の枠組みの中におしこめられている。国の自立なくして、地方の自立は語れない。「地方自治」の枠組みにとらわれない議論を。地方分権論議も、財源を地方に移譲すればよいというものではない。

【知事】①港湾管理者として、必要な場合には、当然、同じ措置をとる。
②国・地方・個人をつうじて、自立と共生が必要だと考えている。自分が自立せず、地域が自立せずに、はたして、国の自立がありえるのか。

北岡 千はる (民主党・府民連合、京都市左京区) 2003年7月1日

1) 行財政改革等について

【北岡】(1)三位一体改革、とりわけ、国庫補助負担金の廃止・縮減についてどう考えるか。

【知事】先に閣議決定された骨太の方針第3弾における「三位一体改革」は、地方分権の推進と国の財政対策という二つの観点について双方に顔を立てたため、国においても解釈がわかるような玉虫色の状態になり、実質的には年末の予算編成に先送りされた形となっている。ただ、現在明らかになった内容をもみても、国庫補助負担金は4兆円削減する一方で、事務的事業については8割を目安に税源移譲を行おうとするなど、ともすれば荒っぽい割合論だけが先行しており、これでは事の本質を歪める恐れがある。本来この議論は、平成7年の地方分権推進法と平成12年の地方分権一括法により、国から地方へ権限委譲が行われたにも関わらず、財源問題にはまったく手がつけられずにきたことによるものであり、その点からすれば、削減額と移譲額は本来、同額であるべきものだ。それだけに、例え削減を行う場合でも、初めに削減割合ありきといった単なる地方へ負担転嫁を行うような議論でなく、政策として役割を終えた国庫補助負担金は全額廃止し、引き続き国の政策

として行わなければならないものは国が責任をもつか、地方に財源を完全に移譲するといった個々の制度の中身を精査し、結論を出すべきもの。その上で、法令等による歳出や事務事業の義務づけの見直しを行うべき。それが、地方の政策決定の自由度を高め、分権型の新しい行政システムを構築するというそもそもの「骨太の方針」の狙いであったはず。これが単なる国庫補助負担金の補助率引き下げによる補助負担金削減に終わるのであれば、「三位一体の改革」は完全に一時的な国の財政対策に終わる。また、財政面に着目しても、骨太方針が国と地方のスリム化を求め中、地方に対し、受け取る金額を2割削減する中で簡素化の実現を求めているが、国の機関はなんら具体的なスリム化の方針が示されていないことに私は疑問を感じざるをえない。今後、年末の予算編成に向け、具体的な議論が進むが、こうした懸念について、先の政府要望においても国に対し強く主張した。今後も全国知事会をはじめ地方が共同し、強く国にはたらきかけていきたい。

【北岡】(2)「京都府行財政改革推進指針(仮称)」骨子に基づき、今後、どのように京都府づくりを進めるのか、その「ねらい」は何か。

【知事】指針は第1に、分権型の新しい行政システムの構築、第2に、従来の中央集権型から真の地方分権型に対応するための地方公共団体自身の変革、第3に、府民にとって受益と負担の中で、自らの選択によって地域の施策をつくりあげるという市町村をふくむ府民の行政への参画と共同が今以上に求められてくる府民のあり方が課題となる。第2に、ついて、私は就任以来アクションプランづくりなど新しい府庁づくりに取組んできたが、「三位一体」の議論がすすむ今、京都府としても、分権型社会の担い手として府庁の改革の全体像を整理し、府民に示すため、この度、骨子を策定した。骨子は、意識改革、組織改革、事業改革の3つの改革の実現に向け、10のプログラムをかかげた。今後、早期に指針の策定を行い、分権型社会に対応する新しい京都府の行政の確立をめざしたい。

【北岡】(3)行財政改革が実を結ぶかどうかは、「意識改革」にかかっているが、今後の取組方針はどうか。

【知事】意識改革は魂というべきもの。自立と共生をめざす地域社会では、職員一人一人が課題を自ら把握し、解決に向け府庁が一丸となって取り組み、どうしても京都府で解決できないなら、地方が共同し、国に対し補完を求める。職員のチャレンジ精神を後押しする取り組みをすすめる、アクションプランなど府民との共同や府政への参画をすすめる中で、京都府づくりにあたるような意識改革をすすめたい。

【北岡】(4)地方機関の再編に関し、次の諸点について、所見を伺う。

- ① 今回の地方機関の再編の目的、基本的な考え方はどうか。
- ②「再編たたき台」については、既にパブリック・コメントの手続きがとられているが、提出のあった意見の内容はどうか。また、これらの意見について、どう受け止めているか。
- ③再編時期は、来年春とされているが、再編実施までのスケジュールを、どう考えているのか。

【知事】①200を越える市町村があった昭和17年に原型が形成されて以来、市町村の統廃合や権限委譲の進展、交通通信機関の発展など、社会情勢の大きな変化にもかかわらず、基本的な枠組みが維持されており、市町村からも時代の変化に対応できていないと厳しい指摘を受けている。今後、市町村への権限委譲がいつそう進み、市町村合併など市町村のあり方も変わる中、都道府県の役割をふまえ、住民の価値観の多様化やニーズの高度化な

ど地域の変化に対して的確に対応するため、今回、地方機関の見直しを行うとしたが、市町村への権限委譲の推進や人事交流の拡大をあわせて進めることで、地域に根差した地方行政を展開する体制をつくりあげたい。このため、小規模組織を広域統合することにより、効率的でより専門的・機動的な執行体制を確保し、市町村が本庁に足を運ばなければ解決できないような二重行政を解消することもふくめ、大幅に権限委譲をすすめることとし、地域の特色を生かした地域振興計画の策定など、新たな機能をもたせることで、迅速に解決できるシステムを確立したい。

②先に公表した「再編たき台」に対する府民の意見だが、機能強化への期待、広域化で遠距離になることへの配慮を望む声、行政サービス低下への懸念など寄せられている。今回の再編がより成果があがるよう、執行体制や業務運営システムのあり方などの検討を加え、できるだけ早い段階で再編実施案を作成・公表した上、関係条例の改定や必要な予算案を提案し、平成16年春の実施にむけ全庁あげ取り組みたい。

③地方振興局の所管エリアについては、基本的に新府総の内容をふまえたが、北部地域は、京都市内から遠隔地であり、かつ担当市域をかかえるという地理的条件等を考慮し、中丹、丹後地域に所管エリアを分けた案を策定した。南部地域は、多くの人口を擁するが、関西文化学術研究都市の建設など各種施策を展開し、その一体的な発展をはかってきた。今後も広域にわたる基幹道路網の整備や水・環境問題など、他府県にもまたがる多くの課題をもった地域であり、より総合的・具体的な施策展開をはかる必要があるため、一つのエリアとして案を示している。今後、執行体制の十分な確保や府民の利便性を考慮した総合的窓口の設置等についても検討していきたい。

【北岡】(5)「事業改革」について、今回の「指針」でも、「交流・連携促進プログラム」が掲げられており、民間やNPO等の多様な主体との連携を深めることが重要と考えるが、今後の取組方針はどうか。

【知事】府民全体が京都府づくりに取組める体制が重要で、広域的視点から市町村をしつかり支えるため、連携・協力の取り組みを推進し、魅力ある地域づくりを行っていく。NPO条例制定やPFI、地方独立行政法人制度などの新しい手法の活用、適正な民間委託の推進など、事業改革を進めたい。

【北岡】(6)府市協調について、昨年9月「京都府・京都市の協調による効率的な行政を進めるための研究会」が設置されたが、現在までの検討状況及び今後の予定はどうか。

【知事】昨年設置した京都市との研究会をベースに、双方で関係機関をふくめ事務対応等の点検をすすめている。利用者への情報提供や窓口一本化等、京都市との協力関係を深め、効果的運用の可能性について等、双方の考え方を整理している。

【北岡】(7)構造改革特区について、本府が主体となって申請した案件の取組状況と結果はどうか。また、地方分権や規制改革につながるものについては、本制度を積極的に活用すべきと考えるが、特区制度の活用、京都らしい特区提案の発掘にどのように取組むのか。

【知事】昨年6月に導入が決定され、京都府からは関西文化学術研究都市における国際的な学術研究機能の向上めざした特区をはじめ、ITバザール構想の推進や都市近郊における府民農園、舞鶴港の国際貿易・交流機能の充実にむけての特区を提案し、実現にむけ国に働きかけてきた。この間、国において関係省庁との調整がすすみ、結果的には、けいはんな学研都市知的事業特区の申請が受け入れられ、本年4月に全国初の特区の一つとして認定

された。これにより外国人研究者の在住資格の緩和で、海外からの優秀な研究者を確保し、国際的な知的特区にふさわしい高度な研究開発を実現していきたい。また、府の提案としては認定されなかった韓国からの修学旅行生のノービザ観光については、去る6月6日のノムヒョン韓国大統領の来日の際、全国規模の規制緩和として認められる方向で政府決定されたことを生かし、韓国との交流をさらに進め、国際交流拠点としての舞鶴港のいっそうの発展をはかりたい。教育関係では、不登校や長期入院により勉学意欲がありながら高校に登校できない生徒の救済をはかるため、通信制スタイル教育特区を提案した。特区については、特区としてはダメといわれたものが全国制度として規制緩和されるという、正直、まだまだ納得のいかない面はあるが、地方分権推進という観点から地域振興、府民の生活利便性向上に適するものに、積極的に対応を行うべき。さる6月19日には新たな特区提案にむけ、京都市内で内閣府主催の公開セミナー相談会が開催された。今後も、市町村の特区提案を支援し、民間からの提案にも積極的に耳を傾け、京都府の可能性を広げる特区の実現に取組みたい。

2) 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 対策について

【北岡】 (1) 風評被害については、どのように把握されているのか。6月補正予算に、観光キャンペーン事業費が計上されているが、本事業の活用も含め、今後の誘客拡大に向けた取組方策はどうか。

(2) 現在、初期診療協力医療機関の選定が進められ、必要な経費が今回の補正予算に計上されているが、各医療機関とも、これまでから院内感染防止対策に万全の措置を講じる努力がされてきた点を考えると、既存の医療機関でSARSに対応するには無理がある。このため、SARSの専門医療機関やチーム体制を整備する必要があると考えるかどうか。

(3) SARSについては、今冬、再発が懸念されるとともに、インフルエンザの初期症状がSARSと似ていることから、インフルエンザが大流行すると、大きな混乱を巻き起こすと言われている。インフルエンザの予防対策の取組みはどうか。

(4) 今回、SARSが世界的に拡大したのは、中国の情報開示の遅れ等初期対応のまずさにあるとされており、SARSに関する啓発が、府民の不安解消や風評被害の防止にもつながると考えるが、今後の啓発についての取組方策はどうか。また、SARSの間合わせ窓口を明確にするためにも、例えば各市町村ごとに「SARS110番」を設置する等の取組みが必要と考えるかどうか。

【知事】 (1) 風評被害の状況は5月末で、ホテル・旅館等のキャンセルが1万人を越え、特に被害の大きかった宮津・天の橋立地域では、宿泊者数が昨年比3割程度の減となったが、6月に入りようやく沈静化しつつあると聞く。府内で大きな風評被害が発生したことは、基幹産業である観光に大きな痛手を与え、これまで外国人観光客の誘致に努力、成果があがりつつあっただけに誠に残念だ。府として風評被害を最小限に抑えるため、安全宣言ののち、私自身、関係市や地元観光関係団体と大手旅行社を訪問し、協力要請を行った。旅行社もSARSによる国内外の旅行の落ち込みが生じている中、さっそく京都向けの特別ツアー商品を企画・販売され積極的に協力いただいている。今後、丹後広域観光キャンペーン協議会と連携し、広報・宣伝等の取組みと、今回の補正予算で計上したキャンペーン事業でいっそうの誘客拡大をはかりたい。

(2)SARS の医療体制は、行動計画によって医療機関の連携体制をつくったが、初期医療から入院治療まで、各医療機関の連携強化と、SARS の疑いのある方を外来で診療する初期診療機関、入院により SARS の疑いのある方を診療する第 2 種感染症指定医療機関について、それぞれの機能に応じ、専用外来診察室や専用医療機器の確保、一般患者との接触を避けるための専用スペースの確保など、十分な院内感染防止措置を講ずることができるよう、必要な整備の予算を今議会にお願いしている。また、第 2 種感染症指定医療機関と連携し、SARS の疑いのある方の入院治療がされるよう府立医科大学付属病院で、必要な整備を行う。さらに、国立病院や療養所でも同様の体制で協力いただく。その上で、第 1 種感染症指定医療機関の確保をお願いするなど、体系的医療体制を整備している。また、感染症の専門家からなる感染症緊急対策チームの医師を関係医療機関に派遣し、助言指導を行う体制を整備し対応したい。

(3) 毎年インフルエンザの流行時期にあわせ作成しているインフルエンザ総合対策を、今年度は特に SARS との関係も考慮し、早期に策定し、府民への予防法の啓発など適切な対策に努める必要がある。今年度のインフルエンザワクチンは、国全体で昨年より 400 万本多い、1445 万本の製造予定で、府のワクチンや抗インフルエンザ薬の供給について、計画的・安定供給がはかられるよう調整している。

(4)SARS に関する情報の不足や誤った認識による不安感をなくし、風評被害を未然に防止するとともに、被害を最小限に抑えられるよう、府民に正しい知識をもってもらうため、小中学校、高校むけの啓発資料を作成・配布し、「府民だより」等で周知をはかる予算を今議会にお願いしている。

3) 雇用対策について

【北岡】(1)「雇用創出・就業支援計画」に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。

①本計画の進捗状況について、計画初年度となる平成14年度の雇用実績はどうか。とりわけ、緊急雇用創出特別基金事業の雇用実績及びその評価はどうか。

②本計画については、パブリック・コメント実施の経過を踏まえ、これまでの取組実績について府民に明らかにし、今後の効果的な施策推進を図るため、事業効果を点検・検討するための仕組みづくりが必要と考えるかどうか。

(2)若年者の雇用情勢が厳しい中、本年度「若年者就業支援センター」が設置されるが、本センターで提供される支援サービスの内容はどうか。また、センターの運営にあたっては、国との連携が極めて重要と考えるかどうか。

(3)障害者の雇用促進を図るため、本府においては「障害者雇用アドバイザー」を配置し、啓発、相談援助活動、セミナー開催等が行われているが、その成果と今後の障害者の雇用促進に向けた取組方策はどうか。

【知事】(1)平成14年度の雇用実績は、産業振興等による雇用拡大や雇用のミスマッチの解消、緊急雇用対策等により、全体で約1万3000人を越え、このうち緊急雇用創出特別基金事業で約6700人の見込み。雇用実績の内容は、まとも次第公表したい。今年度の重点として、失業原因の多くを占める、資格や専門知識、職務経験不足等の雇用のミスマッチ解決の課題を検討・強化する。

(2)若者就業支援センターは、フリーター等の若者を対象に、企業情報等の提供、専門相談の実施、セミナー開催などの就業支援を行うとしている。センター運営にあたっては、ハローワークや若者のキャリア形成支援を行うヤングジョブスポット、若年者のためのワークショップセンターや、若者の職業体験から研修まで、幅広い能力と可能性をもつ全国でただ一つ京都にできた「私のしごと館」との連携強化など、体系的・総合的に行いたい。

(3)法定雇用率を達成していない企業等に対する障害者雇用アドバイザーによる啓発、城陽障害者高等技術専門校での人材育成や、就職面接会の開催等に取り組み、平成 14 年度には 100 人を越す就職実績をあげた。また、福祉的就労の場として、授産施設の整備拡充や共同作業所への助成により、毎年 50 人を越える障害者が新たに就労している。本年度から授産製品販売促進特別対策事業を実施している。

4) 鴨川の治水対策について

【北岡】鴨川の「浸水想定区域図」作成の経緯や考え方はどうか。また、総合的な鴨川の治水対策を講じる必要があると考えるが、知事の所見を伺う。

【知事】昭和 10 年の洪水を契機に、改修・改良整備に努めた結果、昭和 34 年 8 月の一雨量としては観測史上最大規模の降雨に対しても、浸水被害を生じることなく 70 年近く経過している。過去 100 年間の一雨量の記録の中で、最大規模の降雨にも耐えうる整備ができたが、統計的には 100 年に 1 度、これを越える大雨が降る可能性があり、歴史的景観や人口の集中するこの地域を守るため、このような大雨にも耐えうる確実な整備をすすめるため、堤防などハード面は、陶化橋付近など通水能力の低い区間の改修を推進し、学識経験者や府民の意見を聞きながら、計画的、効果的な河川改修を進める。

しかし、実際問題として、時間と多くの費用を要し、地球温暖化の影響下、近年国内外で発生している異常な降雨は、100 年に 1 度の想定をさえはるかに越えるもので、施設整備だけでは限界があり、鴨川氾濫を想定した浸水想定区域図を策定し、公表した。

今後、鴨川に洪水が予想される場合に、水防活動や住民の避難が迅速・円滑に行われるよう、洪水予報システムの構築、浸水想定区域図をもとに、避難場所の情報を示した洪水ハザードマップ作成をすすめる京都市と連携し、防災対策を整えたい。鴨川流域の 7 割を占める森林は水をたくわえ、土砂流出を防止するなど大切な役割を担っており、緑の公共事業を中心に保安林の機能調査など行いたい。

5) 救急救命率の向上について

【北岡】心肺停止状態の者に対する救命処置については、①速やかな 119 番通報、②早期の心肺蘇生の実施、③早期の除細動の実施、④医療機関での救命処置という「救命の連鎖」が円滑になされる必要がある。そのためには、府民が心肺蘇生法等の知識・技術を習得するとともに、法的な環境整備が必要である。救急救命率の向上を図るには、①救急救命士の処置範囲の拡充、②救急医療機関の体制整備と支援の拡充、③医師・看護師・府民を含めた応急処置の訓練や知識の普及が必要と考えるが、特区提案の動向も踏まえ、救急救命率の向上のため、どんな努力を行うのか、知事の所見を伺いたい。

【知事】心肺停止患者の救命率向上のため、現場にいあわせた人による迅速な通報や応急手当、救命救急士による搬送時の救命措置、医療機関による専門的治療と各段階で最善の

措置が講じられるとともに、関係者相互の緊密な連携のもと、一刻も早く次の段階へ橋渡しを行うことが何より大切。救命救急士の措置範囲が心肺停止患者の機能回復をはかるための救命救急措置である除細動について、本年4月から医師の指示を受けることなく実施できるよう拡大された。また気管挿管についても、平成16年4月を目途に実施が予定されるなど、強化がはかられている。その上で、府民や救急救命士等の総合力を高めるため、府内各保健所や消防本部において、地域住民を対象に応急手当の知識や技術の習得、普及をはかるため、心肺蘇生法等の応急措置に関する講習会を開催し、応急措置のできる体制整備とともに、本年3月に京都府高度救急業務推進協議会を設立し、メディカルコントロール体制を整備し、救急救命士の措置拡大のための体制を整え、救命率向上に努めている。

特区の提案については、まだ詳細が明らかでない上、除細動の実施については国民の生命に直接かかわる大きな問題のため、京都府におけるこうした特区の可能性については、医療関係者等の意見も十分聞いた上、研究することが必要。

稲荷 義晴（新政会・亀岡市）

2003年7月1日

1) 地方機関の再編について

【稲荷】本庁と地方機関との二重行政等の課題が指摘される中、先般公表された地方機関の「再編たたき台」は、府内地方行政の効率的運営と組織のスリム化を目指したものであり、また、パブリックコメントの手続きも経るなど、重く受け止めるものであるが、疑問として残る次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1)「再編たたき台」では、地方振興局長に大幅な権限を委譲することとされており、「現地現場主義」を貫徹しようとする知事の姿勢を評価する。一方、新聞報道によれば、「地方振興局長には本庁部長級を充てる」とされているが、本庁部長級以上に位置付けなければ、諸課題の解決に本庁部長との調整が必要となり、結果的に、本庁でなければ結論が出ないという従来型の体制に逆戻りしかねないかと危惧する。今回の再編に当たり、地方振興局長にどのような権限を委譲するのか。また、地方振興局長を本府の組織上どのように位置付けるのか。

【知事】市町村が218もあった昭和17年以来、基本的に変化もなく、この間、市町村が合併を行い、また、市町村に多くの権限が委譲される一方、広域交通や通信が飛躍的に発展する中、複雑多様化する住民のニーズや地域課題に十分対応できないとの批判を市町村から受け、これからの本格的な地方分権時代を迎え、市町村とのいっそうの連携強化を図り、現地において地域の課題や、府民のニーズを的確に把握し、迅速かつ十分に対応できる体制をつくりあげるためのもの。これにより、地方振興局長が所管するエリアの課題について現地の実情に基づいた市町村の地方債許可、短期補助金の交付決定権、土地利用関係の各種許認可など、大幅な権限委譲を行うなど、振興局の現地解決能力の強化を図りたい。多くの権限が委譲され、地方振興局長の権限と責任が大幅に増大することから、それにふさわしい職の設置や、なによりも人材の配置を行うことが必要と考える。

【稲荷】(2)「地方振興局」の名称が、府民に浸透していることは承知しているが、「地方振興」の文言は、「中央」と「地方」という上下関係の観念を表しており、こうしたイメージが地

方の自己責任・自己決定という自立意識の成長を阻害しかねないと考える。今回の再編を機に、「地方振興局」の名称を、地方分権時代にふさわしいものに変更することは、改革を真実のものとする上で有効と考えるがどうか。

【知事】 現在の名称は、地方の時代に対応し、市町村自治を振興していくという意味をこめて、昭和55年に「事務所」から「地方振興局」へ改称されたもの。今回は、大幅な権限や機能をもたせ、市町村との連携強化のもと、現地現場主義を確立していこうという昭和17年以来64年ぶりの再編であることから、新たな名称も検討したい。

【稲荷】 (3)再編後に振興局が置かれる4カ所のうち、亀岡だけに保健所が併設されないことについて、疑問を抱かざるを得ない。とりわけ、今後の亀岡市の人口増やSARS発生時の経験を踏まえると、振興局と保健所併設の重要性は否定できないと考える。

① 亀岡に設置される振興局には、なぜ、保健所併設の必要性がないのか。

【知事】 各機関の役割を十分に踏まえ、地方機関と地域との密着性や財政的な負担も考慮し、すべての現庁舎をいかすよう、地方振興局を中心に各機関を分散配置し、交通網や通信網の発達を踏まえた総合化を図るため、相互に連携して地域全体の課題に迅速・適格に対応する体制をつくりたい。

【稲荷】 ②現在、亀岡保健所と市保健センターが連携しながら取り組んでいる乳幼児健診のフォロークリニック等の各種事業について、今後、どのように整理調整していくのか。

【知事】 保健所は実際問題、地域保健法の施行等により、3才児検診をはじめ、住民に身近なサービスが順次市町村に移管されてきており、これに伴って市町村保健センターが整備され、保健師が配置されるなど、市町村へと人と事務が移ってきた経緯、市町村と保健センターとの役割分担を踏まえれば、今府の保健所には広域的、高度かつ専門的な拠点としての機能が求められている。

保健所配置については、機能の向上を図る観点に加え、健康相談や各種申請などの府民の利便性等についてエリアによる位置、交通の状況も考慮して地方振興局よりも数を増やし、たたき台を作成したもので、市町村保健センターとの連携についても、指摘の点も踏まえ、このような補完関係が十分果たせる様、適切な対応をしていく。

【稲荷】 ③SARSが指定感染症に位置付けられる動きがある中、保健所がなくなることにより、的確な防疫体制が構築されるのか懸念を持つが、振興局と保健所の連携強化について、どのように考えているのか。

【知事】 今回のSARS事案でもそうだが、一つの保健所では対応しきれない状態がすでに生じており、保健所が集中的、機動的に対応していく重要性をあらためて痛感した。再編により、専門性の向上や緊急時での即応性が高められた保健所が総合調整を担う地方振興局のもと、一体となった対応が出来る体制を整備したい。

2) 重症急性呼吸器症候群(SARS)対策について

【稲荷】 台湾人医師の府内立ち寄り事案発生時には、情報公開をはじめとする迅速な対応が功を奏し、大きな混乱もなく事態を収束できたことは、知事のリーダーシップの成果と高く評価するものである。

(1)国においては、SARSを指定感染症に位置付ける動きがあるが、感染の危険度、重症度が決定されていないため、それぞれの医療機関で受け止め方が異なる可能性があること

を危惧する。このため、国や京都府で責任ある医療体制の整備を図ることが不可欠と考えるが、今後起こりうる事態に備え、どのような体制を構築するのか。

【知事】 SARSに関しては、入院勧告等の手続きの迅速化が図られるものの、医療管理のあり方については、明確な基準が示される見込みはないと聞いている。府として行動計画により、府内の医療機関の位置付けを定めているが、よりの確な、また、医療機関が納得のいく対応を行うためにも、できる限り早く基準を明確にし、医療関係者の不安を解消するよう要望している。

医療体制については、国・京都府・地域の公立・公的病院、地域医療機関が連携し、それぞれの役割を果たしながら、府民が安心して医療を受けられる環境整備が重要。まず地域において、SARSの疑いのある方の初期診療や入院治療を行う府立与謝の海病院をはじめとする第2種感染症指定医療機関等を指定し確保するとともに、本議会に院内感染防止等の整備費用をお願いしている。また、これらの医療機関と連携して、府全域を対象としてSARSの疑いのある者の入院治療等を行うため、府立医科大学付属病院の施設整備についても本議会をお願いしている。国立病院や国立療養所に対しても、同様の体制を協力して頂く。今後、SARS患者や可能性の高い方の入院治療を担当する第1種感染症指定医療機関の市立泉佐野病院との一層の連携も含め、体系的な医療体制を確保したい。

【稲荷】 (2)5月21日に知事が嵐山保勝会や嵯峨野観光鉄道本社を激励訪問され、本件に関し、京都市が「安全宣言」を出した後の訪問であった点について、京都市議会において、問題視する発言があったとの報道があった。私は、たとえ「安全宣言」が出された後であっても、知事が風評被害等の課題を抱える現地を訪問されるのは当然のことであり、特別市構想を打ち出すほどの都市の見識ある議員諸兄が、そのような言動をするはずはないと信じて疑わないが、本件に関する知事の率直な思いはどうか。

【知事】 この間、関係の方に献身的な協力を頂いた。府の行政を担う者として感謝の思いを伝え、激励したい、SARS対策について現地の人の思いはどうか。風評被害などこれからの問題について、いかに対応していくべきか、肌で感じたいとの思いから、直接多くの方々から話を伺った。現地の訪問を通して、今回の対策にあたった方々が、現地で不眠不休で必死に頑張っていたことに対するありがたい評価を頂く一方、関係者の皆さんの切実な思いや、風評被害などの深刻な現状、今後の不安など貴重な話を伺い、「安全宣言」は一つの区切りとしても、問題はまだまだ続くことを実感した。それを国に対する提案や要望、観光振興のための活動、今回の予算に生かすことができた。

【稲荷】 (3)今回の事案に係る風評被害は総額で4億5000万円とも言われている。今回提案の6月補正予算において、ダメージの大きい観光産業の支援には1000万円が計上されただけで、中小企業緊急対策融資の充実措置も講じられているものの、今回の被害状況からすれば、更に思い切った措置が必要と考える。今後、回復の長期化が見込まれる中、事業者に対する補償はもちろん、被害回復に向けた抜本的な対策を講じるべきと考えるがどうか。

【知事】 大手の旅行会社の東京本社を訪問し、多くの観光客にお越しいただくよう協力・要請を行った。旅行会社においても、特別のツアー商品が企画販売された。また、補正予算に計上した首都圏で展開する秋・冬向けの観光キャンペーン特別対策費の取り組みの他、予備費も活用し、夏休みにむけたキャンペーンを東京・名古屋で実施した。このような例年ない取り組みに加え、丹後広域観光キャンペーン協議会が京阪神地域で実施する広報

宣伝事業、府観光連盟が主催する大手旅行会社との商談会なども効果的に活用し、立ち寄り先の地域を中心に、一層積極的な観光振興に努めたい。

国の制度融資に対しても、国民金融公庫の生活衛生激変対策特別貸付制度が実施されたが、対象事業種の拡大等事業者にとって、より使いやすい制度となるよう国に対して要望している。しかし、被害の大きさを考えた場合、多くの関係者のことを考えた場合、もっと何とかならないのかという思いがある。しかし、西田議員に答えたとおり、大変広域にわたる被害が生じている上、インフルエンザ等もある冬場を迎え、いかなる状況が生じるのか十分注意をしなければならない。BSEの風評被害のときも同様でしたが、被害の内容をどうとらえるべきかという問題もある。なによりも、このような社会リスクの負担をどう考えるべきかということは、地方公共団体では解決の難しい問題なので、3府県が共同して国に対し支援措置の要望を行った。

3) 食品の安全とブランド京野菜の振興について

【稲荷】 BSE問題や食品の偽装表示問題等の続発により、食の安全に対する関心が高まる中、食品の生産過程に注がれる消費者の目も一段と厳しくなっている。一方、消費者運動として、地場産の食材や郷土食を見直す「スローフード」と称する運動がブームとなる中、ブランド京野菜も、こうした動向をキャッチしつつ、「地産地消」をモットーに、地元の京都府民が安心して入手でき、同時に生産者も採算のとれるシステムを確立することが重要と考える。

(1)「ブランド京野菜等倍増戦略」の公表以来、ブランド京野菜の高級感と市場評価を高めるため、積極的な宣伝・販売促進活動を展開されているが、その取り組み成果はどうか。また、「地産地消」の観点から見た京野菜の今後のあり方、とりわけ、消費者の立場に立った京野菜の生産・販売のあるべき姿について、どのように考えるのか。

【知事】 各種メディアを活用したブランドイメージの浸透や首都圏への出荷、府内量販店での販売促進など、総合的な販売戦略が着実に成果を上げ、14年度の販売額は、冬場の野菜価格の高騰ともあいまって、10億円を初めて突破した前年度を約3億上まわり、15億円を突破した。今後の生産・販売については、昨年12月に作成したブランド京野菜等倍増戦略に基づき、地元の消費者をはじめ、多くの方々に愛されるものとなるよう、確かなものづくりによる、魅力の向上と安心信頼の確保をさらに図ることがなによりも大切であり、そのための施策の展開を図る。

【稲荷】 (2)今後のブランド京野菜等の振興を図る上で、消費者の安心と安全を確保するための生産体制をどのように構築するのか。また、これに関する平成15年度の具体的な施策はどうか。

【知事】 生産面で、土作りや輪作を基本とした京都の伝統技術と微生物などを活用した最新技術を組み合わせ、農薬・化学肥料を軽減する府独自の京都こだわり農法を栽培指針として取りまとめ、その普及・定着を図るとともに、生産者による栽培履歴の正確な記帳を徹底する。また、消費者が安心して購入できるよう安心安全認証システムの構築や、IT技術を利用した情報開示のしくみづくりの検討を進めるとともに、販売面では、情報誌やインターネットなど、多様な媒体を活用する。先日、広報番組の収録もした。京マークの一層の浸透や産地直売等の推進、観光産業や旬の京野菜提供店との連携を進める。さらに、

スローフードにも通じるが、地域の恵みを感謝し、地域の良さを実感しながら時代を担う子どもたちが京野菜に親しみ、地域農業を理解する機会をつくることが重要。地産地消、新鮮で安心な野菜を味わうことができるような施策づくりを目指し、今年度新たなアクションプランの策定に取り組みたい。

4) 警察署の再編整備等について

【稲荷】街頭犯罪が増加する中、安心安全なまちづくりのためには、交番を必要とする地域に、できる限り早期に設置するとともに、交番勤務員の態勢を充実強化することが重要な対策と考える。現在、警察署の再編整備についての検討を進める「警察署のあり方を考える懇話会」においても、交番の充実等に関する意見が出されていると聞く。

(1) 警察署の再編整備に関連して、中長期的かつ具体的な交番の設置計画及び交番勤務員の態勢の充実強化方策はどうか。

【警察本部長】本府における交番の現状は、府内に190の交番があり、全国と比較すると、1交番あたりの人口・所帯数また刑法犯交通事故の発生状況等の業務上の負担は、全国平均より低い。全国に比べて数多くの交番が設置されている。そういった事情もあり本府では、1交番あたりの警察官の配置人員が2名以下という小規模の交番が全体の半数以上で、その結果、空き交番が生じている。交番新設の要望が現在、並河駅前を含めて34ヵ所寄せられている。これらの要望に関しては、事件事故の発生状況、人口の動態、地域の開発状況等を勘案して、個別に検討している。仮に新設するにせよ、周辺の交番・駐在所の統廃合と一体で検討することが必要。

【稲荷】(2) J R 並河駅前周辺は、人口の急増に伴い風紀や治安が悪化する中、亀岡市がボランティア活動の拠点として「防犯活動センター」を設置されており、地元からは、交番設置が中長期化する場合には、警察官の配置を含め、同センターを警察活動の拠点としてほしいとの声が高まっている。こうした J R 並河駅における対策も含め、交番設置の必要性が高い地域であっても実現が困難な場合、住民の安心安全確保に向けた対策はどうか。

【警察本部長】いずれにしても人員の制約があり、要望のすべてに応じることは困難な状況があるが、新設できない場合においても付近住民の安全と安心を確保するため、機動力を活用したパトロールの強化、また、情勢に応じた重点的な警戒の実施地域など必要に応じ、所要の対策を講じていきたい。J R 並河駅前も同様の考え。

現在、「警察のあり方に関する懇話会」が開催され、警察のみならず交番・駐在所のあり方も検討されている。この会の提言を受け、より安全で安心な地域社会を実現するための警察のあり方全体について検討する中で、交番機能の充実・強化のあり方についても検討したい。

5) 地元問題について

【稲荷】(1) J R 山陰本線複線化整備事業は、2008年度の完成を目途に着手されたが、計画どおりの推進が図られるよう、本府の一層の尽力を要望する。(要望)

【稲荷】(2) J R 山陰本線複線化の着工を踏まえ、保津橋の延伸及び郷ノ口余部線の J R 線立体交差事業の現在の進捗状況及び今後の見通しはどうか。

【知事】府道亀岡園部線の保津橋から市街地までの延伸整備については、これまでに実施

した自動車・歩行者の交通流動調査やJR山陰本線との立体交差化にかかるJR西日本との協議を踏まえ、現在、道路計画の検討を鋭意進めている。今後は、JR山陰本線複線化事業も念頭におきながら、亀岡駅周辺整備をはじめとする亀岡市まちづくり計画とも連携、関連道路を含めた道路ネットワーク形成などの調整課題について、亀岡市をはじめ関係機関との協議を進め、都市計画の変更など必要な手続きを進めたい。

府道郷ノ口余部線については、市街地を横断する幹線道路として宇津根橋から国道9号迄の間において、県道のバイパスとなる都市計画道路宇津根新国道線の整備を進めていて、用地約70%、工事約25%の進捗となっている。JR山陰本線をまたぐ高架橋については、すでにJR西日本との計画協議が整い、現在工事方法等について協議を進め、今年度から下部工に着手する。

澤 明美（公明党・府民会議 京都市左京区） 2003年7月2日

1) 介護保険について

【澤】(1)介護保険事業者の指定取消しが後を絶たない中、府の強い姿勢が求められる。不正事業者への対応への決意はどうか。また、指定取消しを行った事業者について、その取消理由及び返還額はどうか。(2)介護保険サービスに係る第三者評価制度の早期実施が望まれるが、制度のスタート時期等今後のスケジュールはどうか。

【知事】(1)弱い立場にあるお年寄りを守る制度を悪用する業者に強い怒りを覚える。このような事業者は許さない立場から、全国に先駆けて、無通告の立入検査を実施するなど、厳正に対処してきた。結果、15年6月末までに17業者の指定取り消しをおこない、うち2事業者について刑事告発。取り消しの主な理由は、虚偽の申請、人員基準違反、介護報酬の不正請求など悪質な違反や劣質なサービスの提供。事業者に対し、約8億9千万円の返還と加算金の支払いを命じた。また、不正事案の未然防止が重要と考え、事業計画の十分な聴取、現地調査、従業員の面接や法令遵守の意思の確認などにより、法令に基づき適切なサービスが提供できるかどうかの実質的な検査を厳正におこなっている。今後とも、お年寄りを食い物にするような事業者を絶対に許さない強い姿勢で適正化に取り組む。

(2)第3者評価については、府介護サービス評価検討委員会において、15年3月にガイドラインを取りまとめた。このガイドラインに基づき、介護サービス全般を対象に今年度から150事業所について第3者評価をスタートさせる。第3者機関及び評価を受ける事業所の公募を予定している。今後、実施結果の検証をおこないながら、事業者、利用者双方にとってよりメリットのある制度となるよう、本格実施にむけ取り組む。

2) 音楽療法について

【澤】与党3党は、音楽療法士の国家資格化や保険適用の早期実現に向け、本格的な取り組みを始めている。また、奈良市など各自治体においても、音楽療法士の養成・普及等の取り組みが進められる。(1)音楽療法について、公明党は、府施設への導入と普及への取り組み等を強く求めてきたが、一向に本府の姿勢が見えてこない。今日まで、どのような研究を進めてきたのか。(2)府施設への導入、普及について、どのように進めていくのか。

【知事】音楽療法は、心身の障害の軽減、回復、生活の質の向上等の面での有効な治療手

段の一つ。この間、府内における導入や普及の実態把握等に努めてきた。府では、府立洛南病院や精神保健福祉総合センター等において、音楽療法の専門家を講師として招き、音楽療法を実施するとともに、13年度から痴呆介護実務者研修において、介護職員を対象に音楽療法に関する講義をおこない、介護施設等で痴呆性老人に対する介護などに役立てている。また、知的障害者施設をはじめ、府内の社会福祉施設等においても音楽療法や音楽を取り入れた指導がおこなわれており、一定の効果を上げていると聞いている。国においても、音楽療法の対象、手法、効果等について医学的・科学的検証に向けての検討が続けられており、府としても専門的観点からの検討状況や実施施設等での効果も踏まえ、府内でのニーズ把握に努めながら、広く音楽を取り入れた取組みを進めたい。

3) アレルギー疾患対策について

【澤】ぜん息やアレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患を持つ子ども達が増加している。(1)アレルギー疾患は、個々に応じた治療を行い、日常生活に支障がないよう症状をコントロールすることが基本となるが、実際にはアレルギー疾患に精通していない医師による不適切な治療に苦しんだり、不確かな情報に踊らされ「アトピー商法」の食い物にされる患者も少なくない。このため、必要な人が必要な情報を得られ、症状に応じた相談や受診ができるよう医療機関、学校、保健所等の連携を強化し、地域ごとの支援体制づくりが重要と考えるどうか。(2)国においては、保健所職員を対象に、相談員育成事業に取り組んでいるが、府として、こうした保健師の育成に、どのように取り組むのか。(3)府内のアレルギー科を標榜する医療機関は宇治市と福知山市に2病院あるほかは、すべて京都市内に集中している。地域的にバランスのとれた配置が進むよう、計画的な取組みが求められる。また、子ども達が治療のために学校を休まなくても済むよう、土曜日・日曜日の診療体制の構築に向け、府立の病院が率先して取り組むべきだがどうか。

【知事】近年、環境や食品の影響、人の免疫力の変化など諸要因が絡まり、アレルギー症状の方が確実に増えてきている。対策として、第1に、適切な情報提供。そのため保健所たよりや市町村広報などの活用とともに、安心子育て健やかダイヤルや府立医大の花粉情報センターにより正しい知識の普及や情報提供をおこなっている。今後、さらにインターネットや携帯電話等を活用したより積極的な啓発に努める。第2に、相談体制の充実。アレルギー性疾患は、個別性が強く即効的治療がない中、保護者等の不安を解消しつつ息の長い治療が必要。このため、保健所と市町村等が連携し、乳幼児検診から発達クリニック等による指導や各種相談をするとともに、必要に応じ地域の医療機関を紹介しているところ。こうした相談を適切に行うため、国が保健師を対象とし13年度から5ヵ年計画で実施しているアレルギー疾患相談員研修会に毎年保健所職員を派遣するとともに、他の保健師への伝達研修などを通じて保健所・市町村保健師等関係職員に還元し、質の向上を図っているが、受講人員枠に制限があることから必要かつ十分な研修が受けられないため、受講枠や開催回数について国に要望している。第3に、医療機関の確保。地域の小児科や皮膚科などの医療機関で専門医による対応がされるところが増えてきている。医師会でも会員の研修会に取り込まれるなど気運も高まっていることから、今後さらに地域の医療機関とも連携し、医療相談・診断等医療体制の充実に向け取り組みたい。なお、府立病院の土・日診療については、地域の診療所の多くが土曜診療をおこなっており、こうした診療所との受診連携を図りながら患者が適切な医療を受けられるよう努めていきたい。第四に、いま申し上げた3つの連携。アレルギー疾患の予防や治療のためには、情報提供から治療まで、各機関が相互に、つまり保健所や医療機関、市町村、学校等がその連携を強め、全体としてアレルギー疾患の方を支援できるような体制が必要。体制づくりに努めたい。

4) 府立大学について

【澤】本年3月、「府立の大学あり方懇話会」から提言が出された。(1)「ピープルスカレッジ」の観点から、例えば、高校の要請に応じた大学からの出張授業や大学における高校生向けの講座を開催してはどうか。また、社会人が仕事に従事しながら、職業教育を受講できるシステムや生涯教育としての公開講座、成人教養教育の取組みを進めるべきと考えるがどうか。さらに、大学キャンパスを整備し、府民とのインターフェイスに繋がる空間を造るべきと考えるかどうか。(2)府立大学の周辺整備に関し、北山文化施設群としての整備計画も踏まえ、教育環境としてインパクトのある機能を付加すべきと考える。そこで、①府立大学と植物園との相互往来が自由にできるようにすれば、府立大学の研究成果の実践場として植物園を活用することが可能となり、また、植物園を利用する府民が府立大学の学内を自由に見学でき、インターフェイスの実現にも繋がるものと考えられるかどうか。②府立大学、植物園、コンサートホール、総合資料館、陶板名画の庭が囲む土地を活用し、これらの施設と連携した施設整備を行うべきである。具体的には、資料館と連携したマルチメディアセンター施設、周辺大学の教授を招いての講座が開催できる施設、子どもと学生が触れ合える施設等、既成の枠を超えた創造活動が行える施設を、世界に通用するデザインモデルとして整備すべきと考えるかどうか。

【知事】グローバル化、情報化などの大きな変化の中、大学は、従来の教育研究の枠を超えた地域に対する幅広い貢献を求められている。「府立の大学あり方懇話会」の3月の提言では、府大は府民に支えられ府民に開かれた大学として、大学の人材、施設等を活用して高等学校等との連携を進めることや社会人の再教育、生涯学級に取り組むことが重要とされており、新府総でも府民の多様なニーズに対応した生涯学習研究機能の充実が盛り込まれている。すでに府大では、府立高校との連携による高校生を対象としたセミナーや欧文講座の開催等取り組んでいるが、今後とも提言を踏まえ、その検討の中で地域に密着した知の拠点として充実を図る。周辺整備については、植物園の利・活用や資料館との連携は大学の教育環境を高めるとともに、大学の知的集積を生かし21世紀の京都文化を振興するためにも重要。同時に、新府総の世界に羽ばたく文化創造プロジェクトの一つである北山文化施設群のあり方にも大きく関係する問題であり、その中で検討する。

5) 高校奨学金について

【澤】日本育英会の高校奨学金の都道府県に移管について、(1)事務の移管については、現在、国は、どのような方向で検討を進めているのか。また、府教育委員会としては、どのような姿勢で意見を述べているのか。(2)昨年度、府の高等学校修学資金制度が創設されており、育英会の奨学金が移管されれば、類似の制度ができる。今後、両制度の整合、育英会奨学金移管後の貸付制度のあり方について、どのような方向で検討を進められるのか。その検討スケジュールはどうか。

【教育長】地方分権推進を趣旨として高校設置の主体である都道府県に移管することが決定された。移管後の実施に支障が生じることのないよう、全国都道府県教育長会議などにおいて、適切な財源措置も含め万全の措置を強く要望している。育英奨学事業は、今後とも大変重要な施策と考えており、移管後の明確な方針が未だ国から示されていないが、昨年度創設した高等学校修学資金制度との整合性をはかりながら精査し、平成16年度から事務が円滑に開始できるよう検討したい。

6) 京都民医連中央病院問題について

【澤】京都民医連中央病院の細菌検査虚偽報告・診療報酬不正請求事件について、5月13日、行政指導としては最も厳しい「勧告」がなされ、6月12日までに「改善計画書」の提出を課せられ、「改善計画書」が提出されたが、この「改善計画書」を本府はどのように検討されたのか。また、それを受けてどのように対応されるのか。加えて、診療報酬の不正請求に対して、その実態と問題点、法的な見解と、国からどのような報告を受けておられるのかについて伺う。

【知事】延べ13回にわたる医療監視を実施するとともに、病院に原因究明委員会を設置させ、事件の徹底的な究明に努めてきた。原因究明委員会では、因果関係を確認するための判断材料となる検体等が残っていないため、すでに判定不能となっているものもあるという制約のもとで、客観的かつ科学的な立場からなしうる最大限の検証をおこない、報告書において、約9割の検体採取方法が不適切であったこと、検査結果を反映した抗菌薬の選択変更が適宜適切に行われていないのではないかとする疑念とともに、治療に影響を与えた可能性がある事例が4例あり、死亡との直接の関係はないとされているものの、それは「偶然の産物」としか言えないという大変厳しい指摘がなされた。

この原因究明委員会の報告や医療監視結果を踏まえ、市との連携のもとに、今回の事件は虚偽報告を指示した検査職員の個人の責任のみならず、病院長及びこれを補佐すべき病院組織が、日常的な職員の管理、業務の掌握、点検を怠るなど、医療法に定められた病院管理者としての責務が果たされていなかったこと、検査課職員による検査部門の独善的な管理運営を許したという組織的な体質の問題、さらには医師部門全体が臨床検査に対し、認識が余りにも不十分であったことなどが大きな要因であったと判断し、検査の受託禁止や再発防止など6分野19項目について、抜本的な改善に取り組むよう、行政指導としてはもっとも厳しい「改善勧告」をおこなった。

現在6月12日に提出された「計画書」について、京都市とともに、勧告の趣旨、実効性、実現可能性について、内容の点検を鋭意おこなっているところ。再発防止を徹底するためには、改善策として示された新たな管理運営組織や指揮命令系統などが確実に機能することが必要と考え、近く京都市とともに医療監視を実施する予定。

診療報酬については、権限を有する京都社会保険事務局において20回にわたり立入検査が行われており、引き続き調査が継続されているが、その結果を踏まえできるだけ速やかな措置が講じられるものと考えている。

7) ヤミ金融対策について

【澤】ヤミ金融の被害が深刻な状況となる中、国会でヤミ金融対策法案の成立の運びとなった。法整備を待つまでもなく、消費者保護の観点から、被害を未然に防止することが重要と考えるが、ヤミ金融対策に関し、(1)ヤミ金融に対抗するには、パンフレットの配布や府民だよりへの特集掲載等、更に強力な啓発が必要と考えるがどうか。また、東京都においては、「貸金業対策室」を立ち上げ、休日・夜間の相談体制が構築される中、本府においては、現在、消費生活科学センターで相談対応がなされているが、府民の安心・安全を確保するため、警察や関係機関と連携した24時間対応の「ヤミ金融110番」等の設置が必要と考えるかどうか。

【知事】平成14年度の苦情相談件数は約270件と、前年度の3倍増に急増。ヤミ金融の被

害の事前防止が何よりも重要であるため、府のホームページに利用上の注意や相談事例をはじめ登録業者名簿を掲載し周知をはかるほか、広報誌への掲載、講演会開催等、啓発の充実に努めてきた。府民だよりのいっそうの活用などより多くの府民の目や耳に触れるよう工夫し、広く情報提供していきたい。苦情相談は、消費生活課、消費科学センターなどの相談窓口において、き然とした態度を取ることや録音等の証拠を残すこと、その対処方法について説明するとともに、特に緊急を要する暴力的取り立てなどについては警察と連携することとしている。さらに連携の強化、窓口の周知につとめるとともに、今後、専用窓口の設置検討を含め体制強化に努める。

【澤】(2)警察本部では、「悪質商法 110 番」でヤミ金融の相談に対応しているが、被害の拡大を防ぐため、警察におけるヤミ金融相談窓口を、府民に広く知らせることが重要と考えるが、どのような活動をされているのか。また、昨年と比べ、相談件数・内容、検挙状況の傾向や特徴はどうか。さらに、最近のヤミ金融の実態とそれに対する対応状況はどうか。

【警察本部長】「悪質商法 110 番」（電話 075-451-9449）や警察相談窓口で相談に応じている。広報につとめているが、本年は5月末現在、窓口に関係の相談が「悪質商法 110 番」には 114 件、前年度期にくらべ+85 で約 3 倍。警察の相談窓口には 1,763 件寄せられている。これらすべてがヤミ金融とは限らないが、高金利に関するもの、督促への対応猶予に関するものが数多く含まれている。ヤミ金融事犯の検挙状況は、府警では、本年4月に悪質商法・悪質金融の取り締まりを担当する生活経済課を新設し、取り締まりを強化しており、結果、無登録業者による高金利事犯で7事件18人を検挙しており、すでに昨年（4事件12名）を上回っている。特徴としては、営業形態では、携帯電話を手段として用いる無店舗型のいわゆる090金融、家財道具の売買を仮装してリース料の名目で返済させる家具リース金融が目立っている。広告手段は、立て看板、ポスター、ビラ、ダイレクトメールなど様々で、業者は東京所在が多い。今後とも、府民の相談には真摯に対応し、関係機関とも連携を計りながら、実態の解明、情報収集に努め、さらに強力に取り締りたい。

【澤】(3)消費者金融や悪徳商法については、若い時から、法的な知識も含め正しい知識を持つておく必要。府教育委員会として、どのように考え、どのように取り組むのか。

【教育長】生徒が巻き込まれないように、学校教育でも適切に指導することが重要と考えている。現在、中学校の社会科、高校の公民科、家庭科で消費者の権利や消費者保護などを学習する中で、安易な利用の危険性を認識させる指導を行っている。また、毎年高校3年生を対象に、府消費生活科学センター発行のパンフレットを活用した啓発に努めている。6月下旬には日本銀行内に事務局を持つ金融広報中央委員会作成の多重債務に陥らないための高校生むけ啓発冊子を全府立高校に配布し、積極的な活用をしてきた。学校教育内だけで指導するには限界があり、今後、家庭やPTA、関係機関と連携し、正確な知識、心構え、正しい認識を持った生徒の育成に努める。

1) 地方機関の再編統合について

【高屋】地方機関の再編について、激動する社会経済情勢の中、限られた資源でより大きな成果を生み出すとともに、多様化する行政課題に対応するためには、本庁と地方機関との二重構造を解消し、現地で決断できる大きな権限を有する地方機関の設置が求められている。「再編たたき台」に示された配置案では、市町村を対象とする間接行政部門と税務や保健所業務等の現地性の強いものを区分して配分数を示される等、思い切った決断ときめ細かな配慮を評価する一方、管内の人口・面積・市町村数・行政需要の格差を懸念する。(1) 今回の再編により、地域振興部と保健福祉部、建設部が離れて設置されるため、自然災害やSARS問題への対応等、今まで以上に府民の安心安全確保のための体制を確立すること、広域行政を担う機関として、地域づくりに関する総合的な役割を果たすことが求められている。このため、各機関の一層連携した執行体制の確立が必要と考えるがどうか。

【知事】地方機関の所管地域や配置については、平成13年12月に示された第3次提言をふまえたもので、北部・中部・南部の3つの地域区分をもとに、府民の利便性を考え、丹後地域の特性等をふまえ、北部を2つにわけ、4区域に地方振興局を配置する案を策定した。保健所・土木事務所等については、現地に密着した業務が多く、地域住民への親切性にも配慮して、7所・1支所の再編案を策定したが、現庁舎を利・活用する形で分散配置することにした。SARSや食の安全対策、自然災害対策などは現地現場での迅速かつ総合的な対応が求められ、今回の再編では、地方振興局長に大幅に権限を委譲し、地方振興局をカナメとした総合化の枠組みを再構築し、集約により専門的かつ機動的に動ける体制を確保して地域課題に的確に対応できる体制を築いていく。この他、地域政策の戦略づくりのための予算措置や地域政策懇話会の設置など、現地解決能力の強化をはかっていく。

【高屋】(2) 地域振興部には、地域特性を生かした施策展開、総合調整機能の発揮、さらには市町村と連携した主体的な地域づくりの推進が求められている。南部の地方振興局は、所管市町村数も多く、その人口規模や歴史風土も大きく異なることから、市町村との連携に加え、情報収集等の点から、今後の府政運営の指針づくりが円滑に進められるのか危惧されるところであり、こうした点の対策についても、十分検討すべきと考えるがどうか。

【知事】南部地域の振興局については、関西圏の中核的機能をになう文化交流圏として一体的な整備をはかるために一つのエリアとした。他の地域と比較して大きな人口を有することになったが、市町村等との連携強化をはかるとともに、内部の組織体制や業務の運営システム等を再構築して、地域の課題や府民のニーズを把握し、的確な府政運営をはかる。

2) 市町村合併について

【高屋】市町村合併については、現行の特例法の期限を平成16年度末に控え、タイムリミットが迫っている。昨年、合併重点支援地域に指定された丹後2地域に続いて、本年6月に指定された福天加佐地域の取組状況はどうか。他の口丹・山城・相楽地域の動向はどうか。

【知事】合併特例法の期限内の合併めざし三つの法定協議会が設置されている。そこでは、合併の方式などを協議するとともに、合併後の行政サービスや住民負担の水準の設定、新

市建設計画の策定等を行い、合併後の市町村の姿を示すことになっており、住民の意向をふまえ、関係市町が考えをまとめる中で地域の将来を決める目標に向かって努力している。

丹後6町では、委員会や部会、住民説明会などを開催し、議論の進捗状況をたえず公表しながら課題の克服につとめ、協定項目の約9割が合意され、住民説明会において、新市建設計画の案が示される段階。宮津・与謝地域の1市4町、福知山市・天田郡・加佐郡の1市3町でも、法定協議会で具体的な合併協議にとりくまれている。府として、こうした取組みを人的・財政的支援をつうじて支援している。京北町をのぞく北桑田郡・船井郡の7町では、任意合併協議会で合併の枠組みも含めて検討されており、京北町は京都市との間で検討が行なわれている。南部地域では、昨年、任意協議会が設置され、議論が行なわれたが、枠組みについての協議が不調に終わり、現在にいたっている。

【高屋】(2)本年2月、市町村行財政研究調査会ワーキング・グループでまとめた中間報告を生かし、積極かつ迅速な取組みがなされるよう、市町村によびかけるべきだがどうか。

【知事】地域の将来像をみすえた市町村の行財政能力強化への取組みが必要になってくる。市町村行財政研究調査会のワーキングが行っているコミュニティレベルの自治制度は、合併により市町村の面積が急激に増大し、集落どうしの連携・連絡が十分でない地域で住民自治の充実をはかる点から検討をすすめてきたもの、近く最終報告がまとめられる。この報告をふまえ、市町村が最適な将来像を選べるよう、国への提案も含め支援していく。

3) 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 対策について

【高屋】府内にある第二種感染症指定医療機関は、陰圧の隔離施設はあるものの、一般病棟内にあり、二次感染の不安を抱えているため、SARSのような未知の感染症は、「特定感染症」あるいは「第一種感染症」指定医療機関で受け入れるべきである。府内の4指定医療機関には感染症専門医は配置されておらず、疑い例の患者がSARSと公表された場合の影響を考えると、地域医療が崩壊しかねないと憂慮されている。

(1) 疑い例や可能性例患者の入院治療については、まず、国が責任をもって対応すべきである。幸い、本府は国立の医療機関に恵まれていることから、国の政策医療として、「特定感染症」あるいは「第一種感染症」指定医療機関を府県に1ヵ所設置されるよう国に要望すべきと考えるがどうか。その上で、府立病院や自治体病院が連携して対応すべきだ。

(3) 国や本府の医療機関で施設整備ができるまでの間、指定医療機関以外の医療機関においても、診療・入院の受け入れ機関となるよう要請すべきと考える。また、指定医療機関の隔離施設整備に対する財政支援と、国・府からの医師・看護師の派遣を行うことが必要。

【知事】SARS対策について国に要望し、初期診療や入院治療について協力をいただくこととなった。新興の感染症や1類感染症は、国において、検疫体制の強化や人材育成、治療体制の確保など基本的体制がはかられるべきもので、特定感染症指定医療機関等の整備について、ひきつづき国に強く働きかけていく。しかし、SARSのようにインフルエンザと区別が付きにくい感染症は、地域の医療機関との連携体制がなければ対処が難しい。初期診療機関や第2種感染症指定医療機関、第1種指定医療機関の連携体制を密にし、各々の役割に応じた施設整備を行うため予算を提案している。その上で、府立医大、国立病院のバックアップ体制を整え、感染症専門医によるチームをつくり、ソフト面での充実をはかって適切な診断・治療がうけられる仕組みを整備し医療体制確保に努める。

【高屋】(2)府立医科大学附属病院に地域医療危機管理に対応できる感染症部門等を置き、施設整備を行うほか、教授等のスタッフを配置して、平素から重症感染症対策を確立するとともに、これらに対応できる人材の育成に取り組む必要があると考えるがどうか。

【知事】府立医科大学附属病院でも、病室を整備するとともに、医師・看護師などにより診療にあたるチームを編成し、地域の拠点病院を支える役割をはたせるよう体制の整備をはかる。将来、新たな感染症等が発生した場合にも、整備された病室を活用し、必要に応じ治療チームを編成するなど、今回の経験を生かし適切に対応していく。人材の育成については、府立医科大学で感染症を扱う授業とにのべ240時間を割り当てているほか、臨床講義もおこなっており、今年度改編した大学院医学研究科に新しい科目を設置したところ。

【高屋】(4)府内の指定医療機関がSARSに感染した疑いのある患者の入院を受け入れず、大阪の第一種感染症指定医療機関に転送された事例が報じられたが、設備の整った医療機関で十分な治療が受けられることは、患者の立場からも適切な処置であり勇気ある英断であったと考える。これを教訓として、第一種感染症指定医療機関の設置を促進すべき。

4) 産業廃棄物対策について

【高屋】21世紀は環境の世紀と言われる中、大量生産・大量消費型の経済社会システムを見直し、循環型社会に転換することが求められている。本府においては、COP3や世界水フォーラムの開催地として、循環型社会の創造に向けた施策を推進されるとともに、産業廃棄物に関する条例を全国に先駆けて制定される等、積極的な取組みが進められている。(1)今日までの産業廃棄物対策に関する本府の取組状況はどうか。

【知事】なによりも不法投棄を許さないことが必要。警察との連携による機動班特別チームの配置、監視員の増員など監視体制を大幅に強化するとともに、今年4月より、全国で初めての厳しい規制内容をもりこんだ条例を施行したところ。同条例にもとづき、事業者に対する指導を徹底するなど、積極的な不法投棄対策を推進してきた。

【高屋】(2)産業廃棄物に係る不法行為を防止するためには、従来型の規制的手法だけではなく、埋め立てるよりもリサイクルの方がコスト的に有利になるような経済的な誘導策を検討すべき。こうした誘導策の一つとして、産業廃棄物税を導入し、産業廃棄物の排出削減に効果を上げる府県も見られる中、本府でも、産業廃棄物を減少させ、リサイクルを誘導する施策として導入すべきと考えるが、税制度導入府県の状況と併せ、知事の見解を。

【知事】産業廃棄物対策の本来のあり方としては、排出量を削減し、リサイクルをすすめることが重要。規制的手法だけでなく、税制度の活用など経済的手法も考慮する必要がある。府として、産業廃棄物税については、京都府税制検討会で法定外目的税の一つとして検討してきた。全国的にも、東北・中国地方で6県、近畿では三重・滋賀・奈良県が制度化している。条例の制定を優先させてきたが、滋賀県など隣接県との連携も考慮し、府議会の意見や府民の声をうかがって、新税の導入に向け、具体的な検討に入っていきたい。

5) 有害鳥獣の駆除対策と農林業振興対策について

【高屋】(1)有害鳥獣対策については、鹿ネットや電気柵の設置が進められてきたが、依然として農作物や樹木への被害が続く中、鳥獣保護法の趣旨に則った、鳥獣の適正な個体管理と実効ある被害防除対策のあり方について、どのように考えるのか。

【知事】 地元要望をふまえ施策充実につとめてきたが、被害は収まっておらず、心を痛めている。日本鹿の適正な個体数管理につとめ、月の輪熊、ニホンザルも順次、生息動態調査などをすすめている。今後も、駆除と防除を効果的に組み合わせ被害の軽減に努める

【高屋】 (2)米政策改革大綱の本格実施を控え、米を取り巻く環境は、①集落営農組織の法人化による担い手の育成指導、②米飯学校給食の拡大、③中山間地の水田農業の支援、④こめ粉パンの実用化による新たな需要拡大等多くの課題を抱えている。一方、瑞穂町で生産が開始された間伐材を活用したハタケシメジの消費拡大への支援が、林業振興や地元の雇用拡大に繋がるものとする。こうした新しい局面を迎えた本府の水田農業と中山間地の農業振興対策、間伐材の需要拡大による林業振興対策について、どう取り組むのか。

【知事】 京都は中山間地が7割をしめ、経営規模の零細な農家が多く、農作業の受託組織による稲作経営の合理化と収益性の高い京野菜等の産地づくりを推進し、担い手の確保と所得向上につとめてきた。政府の米政策にたいして、京都府の事情をふまえ、中山間地での営農意欲の減退や集落機能の低下を招かないよう、担い手経営安定対策の条件緩和や農作物加工など多角的な経営を行う法人の育成支援を提案してきた。

本年2月に、京都の水田農業・農村政策研究会を発足させたが、地域の特性が生かせる水田営農や農業・農村がはたす多面的機能の保持、新たな米の需要拡大について、今年秋をメドに対応方針をまとめる。林業の振興へ、緑の公共事業を推進してきたが、間伐材利用の促進が重要であり、今年度から新たに小学校への木製機・イスの導入などを行う。各種イベントでの販売促進等をつうじ、ハタケシメジが特産物として定着するよう支援する。

6) 教育問題について

【高屋】 (1)中高一貫教育校については、学校週5日制が定着し、公立学校に対する学力面での不安が広がる中、大学等への進路の選択肢を更に広めるための学力を保障するもの。平成16年4月に洛北高校に導入されることとなっているが、平成16年度以降、南部・中部・北部における中高一貫教育校の設置について、関係市町村教委との協議を図り検討すべき。

【教育長】 改革メニューの一つとして、中高一貫教育を選択できるようにし、洛北高校に併設型の中学を設置するため、関係する条例と予算を提案している。5月10日の学校説明会には約5000人が参加。来年4月に円滑にスタートできるよう、万全の準備をすすめていく。今後の展開は、府内各地域の事情や府民・保護者のニーズを把握し、小・中・高校の意見も十分に聞きながら、市町村教育委員会と緊密な連携をはかり検討をすすめていく。

【高屋】 (2)府内に7局設置されている教育局は、府民にはなじみが薄いのが、市町村を支える重要な役割を担っている。知事部局では、地方機関の再編について平成16年度実施に向けた検討が進められる中、教育局の再編についての検討状況はどうか。また、効率性・合理性の観点だけでなく、教育局が果たしてきた役割に支障をきたさない配慮が必要だ。

【教育長】 児童生徒数の大幅減少、社会情勢の変化などをふまえ、今後の教育行政を適切に遂行するため教育局の再編が必要。市町村教委の意見も聞き、検討してきた。現行の7教育局を5つ程度に再編する方向で検討している。再編にあたっては、市町村教委や学校、教育関係団体等の指導・支援体制の充実、本庁から教育局長への権限委譲もすすめ、今定例議会中に「再編のたたき台」を示した上で、議会、関係機関の意見も聞いて、教育行政

がこれまで以上に、現地現場に立脚し、府民の期待・信託に応えられる再編にしていく。

【高屋】(3)教育局の再編に当たっては、権限委譲による二重構造の解消と現地現場主義を生かした対応、地方振興局等との一層の連携を要望する。(4)小学校における教員の人事配置について、学年途中で担任が身体上の理由で交替される場合、児童にも戸惑いが見られるケースもあることから、できる限り児童中心の人事配置となるよう配慮を要望する。

7) 地元道路問題について

【高屋】地元道路問題に関し、①町道小淵向山線の架橋事業の取組状況及び今後の見通し、②国道162号棚バイパスの現状及び今後の見通し、③八木町西田大藪道路に係る(仮称)第二大堰橋の架橋に向けた取組状況及び今後の見通しについて伺いたい。

【知事】①現在、詳細設計の発注にむけ準備中であり、来年度には工事に着手したい。
②今年度、ひきつづき道路概略設計を実施するなど、早期事業化にむけ、具体化をはかる。
③昨年度、事業に着手したところ。すでに設計が完了し、近く、用地買収に着手する。